

**新西部工場（仮称）整備事業
入札説明書**

令和7年4月21日

福岡市

◆用語の定義

選定委員会	新西部工場（仮称）整備事業の実施に必要な事項及び提案審査書類に係る専門的かつ客観的な視点から検討等を行う目的で、市が令和7年3月3日に設置した学識経験者等で構成される組織である「新西部工場（仮称）事業者選定委員会」をいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を事業者から直接受託・請負し、特定建設工事共同企業体に出資を行う法人をいう。
資格審査通過者	入札参加資格審査を通過した者をいう。
事業者	市と設計・施工一括契約を締結し本事業を実施する者をいう。
市ホームページ	本事業に関する市のホームページをいう。ホームページアドレスは、第7の4に示す。
代表企業	構成員の中で入札参加者を代表して入札参加手続きを行い、市との対応窓口となる1法人をいう。
WTO政府調達協定	平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定
事業提案書	入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた入札参加者が、入札説明書等に基づき作成し、市に期限内に提出される入札書及び提案審査書類をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループをいう。
入札説明書等	公募の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・施工一括契約書（案）等をいう。
本施設	新西部工場（仮称）をいう。
落札者	選定委員会の意見を受けて、設計・施工一括契約書の締結を予定する者として市が決定した者をいう。

—目次—

第 1	事業概要	1
1	事業内容	1
(1)	事業名称	1
(2)	発注者	1
(3)	事業の目的	1
(4)	事業内容	1
(5)	事業スケジュール	2
第 2	入札参加者に関する条件	3
1	入札参加資格等	3
(1)	入札参加者の構成等	3
(2)	入札参加者の備えるべき入札参加資格	4
(3)	競争入札参加資格の審査	8
(4)	構成員の変更	8
(5)	入札参加資格が欠格となった場合の申出	9
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	10
1	事業者の募集及び選定	10
2	入札スケジュール	10
第 4	入札に関する事項	11
1	入札手続き	11
(1)	入札説明書関連資料等の閲覧等	11
(2)	現地見学会の申し込み	11
(3)	現地見学会の実施	12
(4)	入札説明書等に関する質問及び意見（第 1 回）	12
(5)	入札説明書等に関する質問及び意見（第 1 回）に対する回答	12
(6)	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	12
(7)	官民対話の参加申込及び議題の受付	13
(8)	官民対話の実施	13
(9)	入札参加資格確認結果の通知	14
(10)	入札参加資格確認結果の理由説明の申立て	15
(11)	官民対話の実施結果の公表	15
(12)	入札説明書等に関する質問及び意見（第 2 回）の受付	15
(13)	入札説明書等に関する質問及び意見（第 2 回）に対する回答	16
(14)	事業提案書の受付	16
(15)	入札参加者プレゼンテーションの実施	16
2	入札参加に関する留意事項	17
(1)	入札説明書等の承諾	17

(2) 費用負担	17
(3) 入札保証金	17
(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻	17
(5) 市が提示する資料の取扱い	17
(6) 事業提案書の取扱い	17
(7) 著作権	17
(8) 特許権等	17
(9) 入札の中止等	18
(10) 落札者を選定しない場合	18
(11) 入札無効に関する事項	18
(12) 苦情の申し立て	18
(13) その他	18
3 入札予定価格	19
第5 落札者の決定	20
1 落札者の決定方法	20
2 落札者決定結果の通知	20
3 評価結果の公表	20
第6 契約手続等	21
1 契約手続き	21
2 設計・施工一括契約を締結しない場合の条件	21
3 契約の概要	21
4 契約金額	21
5 契約の保証	21
6 契約の解釈について疑義が生じた場合における基本的な考え方	21
7 管轄裁判所の指定	22
第7 その他	23
1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	23
2 事業の継続が困難となった場合における措置	23
3 情報公開及び情報提供	23
4 問い合わせ先	23

別紙 閲覧等資料リスト

本入札説明書は、福岡市（以下「市」という。）が、新西部工場（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）について、事業者を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・施工一括契約書（案）の内容を踏まえ、入札に参加すること。

なお、入札説明書等と、事業者公募概要（案）に関する質問に対する回答（令和 7 年 3 月 18 日公表）に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答を優先することとする。

第 1 事業概要

1 事業内容

(1) 事業名称

新西部工場（仮称）整備事業

(2) 発注者

福岡市長 高島 宗一郎

(3) 事業の目的

西部工場は、平成 4 年度(1992 年度)の稼動開始後、30 年以上経過しており、老朽化が進行している。安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保するうえで、全市的な施設の配置バランスなどを踏まえると西部地区に一定規模の施設が必要であることから、既存の西部工場に代わる新たな新西部工場（仮称）を設計・施工するものである。

(4) 事業内容

① 事業対象

本事業における対象施設は、下記の通りとする。

項 目	概 要
事業実施場所	福岡県福岡市西区大字拾六町 1191 番地
主 要 な 工 事 内 容	ア 工場建設工事 ・工場（プラント及び建築一式）、計量棟（工場棟との合棟可）、 場内整備一式 イ 解体工事 ・資源化センター地下部（旧福寿園の残地杭含む）、計量棟等
焼 却 方 式	全連続式燃焼ストーカ式焼却方式
施 設 規 模	690 t / 日（230 t / 日 × 3 炉、24 時間稼働）

② 事業方式

本事業は、事業者が施設の設計及び施工を行う DB 方式（Design-Build）とする。
なお、施設の維持管理・運営は市が行う。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、設計・施工一括契約締結日から令和 14 年 3 月 15 日までとする。

④ 事業の業務範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり予定している。なお、具体的な業務の内

容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 本施設の設計に関する業務

- (ア) 本施設の設計
- (イ) 市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (ウ) 市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- (エ) 本市が行うその他許認可申請支援

イ 本施設の建設に関する業務

- (ア) 本施設の建設
- (イ) 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等

ウ 既存施設の解体に関する業務

- (ア) 資源化センター地下部の解体撤去
- (イ) 旧福寿園の残地杭の解体撤去
- (ウ) 計量棟の解体撤去

エ 建築物の工事監理に関する業務

- (ア) 建築士法第2条第8項に基づく工事監理

⑤ 事業者の収入等

市は、事業者との間で締結する設計・施工一括契約に従い、本施設の施設整備の対価として、事業者に施設整備費を支払う。

本施設の施設整備費の支払いは、事業提案書を基に各会計年度における施設整備代金の支払いの限度額を設定し、事業者は前払金及び部分払について、設計・施工一括契約書（案）に則って請求できる。

なお、市が想定する年度ごとの工事の出来高予定額は以下のとおりとする。詳細は、協議による。

令和8～11年度の合計額	令和12・13年度の合計額
工事費相当額の20%	工事費相当額の80%

(5) 事業スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 入札公告 | 令和7年 4月 |
| ② 事業提案書の受付 | 令和7年 10月 |
| ③ 落札者の決定 | 令和7年 12月 |
| ④ 仮契約の締結 | 令和7年 12月 |
| ⑤ 設計・施工一括契約の締結 | 令和8年 2月 |
| ⑥ 本施設の設計・建設 | 令和8年 2月～令和14年 3月 |

第2 入札参加者に関する条件

1 入札参加資格等

入札参加者は、以下の(1)及び(2)で規定する入札参加資格の各要件を、第4の1の(6)の④で示す参加資格確認基準日に満たす者でなければ入札に参加できない。

なお、選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

(1) 入札参加者の構成等

① 入札参加者の構成

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループとする。

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、構成員の中から(2)②ウを満たすもの1者を代表企業と定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。

② 構成員等の明示

入札参加資格確認の申請時に入札参加者を構成する各企業は、代表企業、構成員のいずれの立場であるかを明らかにすること。

③ 構成員等による複数業務の実施

入札参加者の構成員が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下(2)の①のキ及びクにおいても同じ。）。

④ 構成員等による複数入札参加の禁止

入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、入札参加者の構成員と以下の資本関係又は人的関係にある者は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

なお、市が落札者との設計・施工一括契約を締結後、落札者とならなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を受託することは可能である。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方

が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の備えるべき入札参加資格

① 共通の入札参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと（措置要領が掲示されているホームページアドレス：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/contract_04.html）。

ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

エ 市町村税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認めら

れる者でないこと。

キ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

・株式会社日建技術コンサルタント

(所在地：大阪府大阪市中央区谷町六丁目4番3号)

・弁護士法人関西法律特許事務所

(所在地：大阪府大阪市中央区北浜2丁目5番23号小寺プラザ12階)

ク 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）に基づく罰金刑以上の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

② 個別の入札参加資格

入札参加者の構成員のうち設計業務、建設業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

なお、アからウの業務を行うものでそれぞれ(ア)の要件を(3)に定める審査申請書の提出期限日までに満たしていない者は、(3)に定める審査申請を行う必要がある。

ア 建築物の設計業務を行う者

建築物の設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)の要件については、全ての者が該当し、(イ)及び(ウ)の要件については、1者以上がいずれにも該当すること。

(ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「土木設計」、「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「土木設計」、「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(ウ) 平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した業務で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項または第 9 条の 3 に規定する一般廃棄物処理施設のうち、焼却施設の新築工事の実施設計を元請として実施した実績を有する者であること。

イ 建築物の建設業務を行う者

建築物の建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示す(ア)、(イ)及び(ウ)の要件については、全ての者がいずれにも該当し、(エ)及び(オ)の要件については、1 者以上がいずれにも該当すること。

(ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

(イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(ウ) 上記(イ)の建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評価値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評価値
建築一式工事	900 点以上
電気工事	860 点以上
管工事	820 点以上
土木一式工事	900 点以上
上記以外の工事	—

(エ) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式工事の総合評価値が 1,100 点以上であること。

(オ) 平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した業務で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項または第 9 条の 3 に規定する一般廃棄物処理施設のうち、焼却施設の新築工事（建築一式工事に限る）を元請として施工した実績を有する者であること。

ウ プランツの設計・建設業務を行う者

プランツの設計・建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての者がいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件については、1 者以上がいずれにも該当すること。

(ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登録されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登録されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登録）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

(イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(ウ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における、直近かつ有効な清掃施設工事の総合評定値が 1,100 点以上であること。

(エ) 平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した業務で、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項または第 9 条の 3 に規定する一般廃棄物処理施設のうち、焼却施設の新築工事（清掃施設工事に限る。）を元請けとして設計・建設した実績を有すること。

- i 処理方式をストーカ式焼却方式とする施設
- ii 1 炉あたり 115 t / 日以上、かつ 2 炉構成以上の施設
- iii ボイラ・タービン式発電設備を有する施設

エ 建築物の工事監理を行う者

建築物の工事監理を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)の要件については、全ての者が該当し、(イ)及び(ウ)の要件については、1 者以上がいずれにも該当すること。

(ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「土木設計」、「建築設計」若しくは「設備設計」に登録されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「土木設計」、「建築設計」若しくは「設備設計」に登録されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登録）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (ウ) 平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した業務で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項または第 9 条の 3 に規定する一般廃棄物処理施設のうち、焼却施設の新築工事の工事監理業務を元請として実施した実績を有する者であること。

(3) 競争入札参加資格の審査

この入札の公告時に、(2) ②に掲げる入札参加資格のうちアからエでそれぞれ(ア)の要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請（以下「審査申請」という。）を行う必要がある。

① 提出期間及び提出書類

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）

本事業に係る入札の公告日から第 4 1 (6)に掲げる入札参加表明書等の受付期限日までの間に提出すること。

イ ④に定める必要書類

③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

③ 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所本庁舎 3 階
福岡市財政局財政部契約監理課管理係 電話：092-711-4181
午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

④ 審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/qualification-wto.html

⑤ 審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

(4) 構成員の変更

① 構成員の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員の一部又は全部が入札参加資格の

各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更」という。）は、原則として認めない。

② 構成員の変更に係る特例

ア 参加資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで

(ア) 市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員で(2) ②のアからエの業務を行う者は、それぞれ(ア)の要件を既に満たしている者でなければならない。

(イ) 前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 事業提案書提出日から落札者決定日まで

(ア) 市は、事業提案書提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で入札参加者が構成員の変更（入札参加資格を喪失した構成員の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

(イ) 前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

(5) 入札参加資格が欠格となった場合の申出

入札参加者が参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に、上記(1)、(2)の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該入札参加者は速やかに市に申し出なければならない。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定

本事業にかかる事業者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、入札価格に加え、施設や設備の性能、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 入札スケジュール

事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及びスケジュールで行う。

日程	内容
令和7年4月21日	入札公告、入札説明書等の公表
令和7年5月2日	現地見学会の申込受付締切
令和7年5月15日	入札説明書等に関する質問及び意見（第1回）の受付締切
令和7年5月下旬	現地見学会
令和7年5月29日	入札説明書等に関する質問及び意見（第1回）に対する回答
令和7年6月11日	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付締切 官民対話参加申込及び議題の受付締切
令和7年6月下旬	官民対話の実施
令和7年7月11日	入札参加資格確認基準日
令和7年7月中旬	官民対話の実施結果の公表
令和7年7月24日	入札説明書等に関する質問及び意見（第2回）の受付締切
令和7年8月6日	入札説明書等に関する質問及び意見（第2回）に対する回答
令和7年10月1日	事業提案書の受付
令和7年12月上旬	入札参加者プレゼンテーション
令和7年12月上旬	落札者の決定及び公表
令和7年12月中旬	事業者との設計・施工一括契約の仮契約の締結
令和8年2月	設計・施工一括契約にかかる議会議決

第4 入札に関する事項

1 入札手続き

(1) 入札説明書関連資料等の閲覧等

市は、別紙 閲覧等資料リストに掲げる資料について、入札に参加しようとする民間事業者のうち希望者（以下「閲覧希望者」という。）に対して閲覧を認める。

閲覧希望者は、入札説明書関連資料閲覧申込書（様式 1-2）に必要事項を記入のうえ、第 7 4 の問い合わせ先に電子メールの件名を【入札説明書関連資料閲覧申込書】とし、ファイル添付にて提出すること。個別の閲覧日時・場所・方法等は、後日市が指定する。

借受・配布を希望する場合は、入札説明書関連資料借受・配布申込書（様式 1-3）に必要事項を記入のうえ、第 7 4 の問い合わせ先に電子メールの件名を【入札説明書関連資料借受申込書】とし、ファイル添付にて提出すること。なお、電子メール送信後、土曜、日曜、祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着に関する返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

また、閲覧・借受・配布（以下「閲覧等」という。）の際には、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式 1-4）を持参し提出すること。関連資料には、一般公表することを前提としていない情報も含まれているため、関連資料より得られた情報については、事業提案書の作成のみに使用するものとし、取扱いに注意すること。また、閲覧等の際には、関連資料の内容や入札説明書等に関する質問・意見は一切受け付けない。入札参加表明書等提出期限日以降は、入札参加表明書等を提出している民間事業者の希望者のみ、閲覧等を認める。

① 閲覧等の期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時まで（土日及び祝日を除く）

② 閲覧等の時間

午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

③ 閲覧等の場所

別紙閲覧資料リストを参照すること。

(2) 現地見学会の申し込み

① 受付期間

入札説明書等の公表から令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 4 時まで

② 提出方法

現地見学会申込書（様式 1-5）に記入の上、第 2（2）②ウを満たす代表企業となる予定の企業が電子メールでのファイル添付にて提出すること。なお、電子メールの件名は、【現地見学会の申込】として送付すること。

③ 提出先

第7-4の問い合わせ先に示すメールアドレスに提出すること。なお、電子メール送信後、土曜、日曜、祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着に関する返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

(3) 現地見学会の実施

① 実施日

令和7年5月下旬

② 実施方法

現地見学会の実施日、開始時間、参加者人数の上限等については、申込の状況に応じて市が決定し、実施日の1週間前までに通知する。なお、代表企業と一緒に構成員となる予定の企業が参加することは差支えない。

なお、現地ではごみの受け入れを継続していることから見学場所を制限する場合がある。また、現地見学会では本事業に関する質問は受け付けない。

(4) 入札説明書等に関する質問及び意見（第1回）

① 受付期間

入札説明書等の公表から令和7年5月15日（木）午後4時まで

② 提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式1-1）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出すること。なお、電子メールの件名は、【入札説明書等に関する質問】とし、送付すること。

③ 提出先

第7-4の問い合わせ先に示すメールアドレスに提出すること。なお、電子メール送信後、土曜、日曜、祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着に関する返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

(5) 入札説明書等に関する質問及び意見（第1回）に対する回答

令和7年5月29日（木）に福岡市ホームページに掲載し、公表する。この際、市は質問及び意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

なお、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問及び意見を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもののについては、当該質問及び意見を提出した者にのみ回答を公表する。

(6) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

本事業への入札参加を希望する者より、本事業への入札参加表明書及び入札参加資

格確認申請書（以下「入札参加表明書等」という。）を受け付ける。

① 受付期限

入札説明書等の公表から令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 4 時まで

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。また、受付期限の前日午後 5 時までに到着するように発送すること）により提出すること。

持参する場合は、持参する日時について、持参する前日までに第 7 4 の問い合わせ先に連絡したうえで、承諾を得ること。

③ 提出先

第 7 4 の問い合わせ先に提出すること。

④ 入札参加資格確認基準日

令和 7 年 7 月 11 日（金）

⑤ その他

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、入札参加資格確認基準日までに当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(7) 官民対話の参加申込及び議題の受付

市と入札参加者の意思疎通を図るとともに、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深めることを目的として、市と入札参加者が対面形式で質問と回答を行う官民対話を実施する。なお、官民対話は、入札参加表明書を提出した入札参加者とグループ単位で実施するため、官民対話の申込は入札参加者の代表企業が行うこと。

① 参加申込及び議題の受付期間

入札説明書等に関する質問及び意見（第 1 回）に対する回答から令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 4 時まで

② 申込方法

「入札説明書等に関する官民対話参加申込書（様式 3-1）」、「官民対話を希望する議題（様式 3-2）」に必要事項を記入うえ、上記受付期間内に、入札参加者の代表企業が電子メールの添付ファイルとして、第 7 4 の問い合わせ先に示すメールアドレスに提出すること。なお、電子メール送信後、土曜、日曜、祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着に関する返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

(8) 官民対話の実施

① 実施日

令和 7 年 6 月下旬

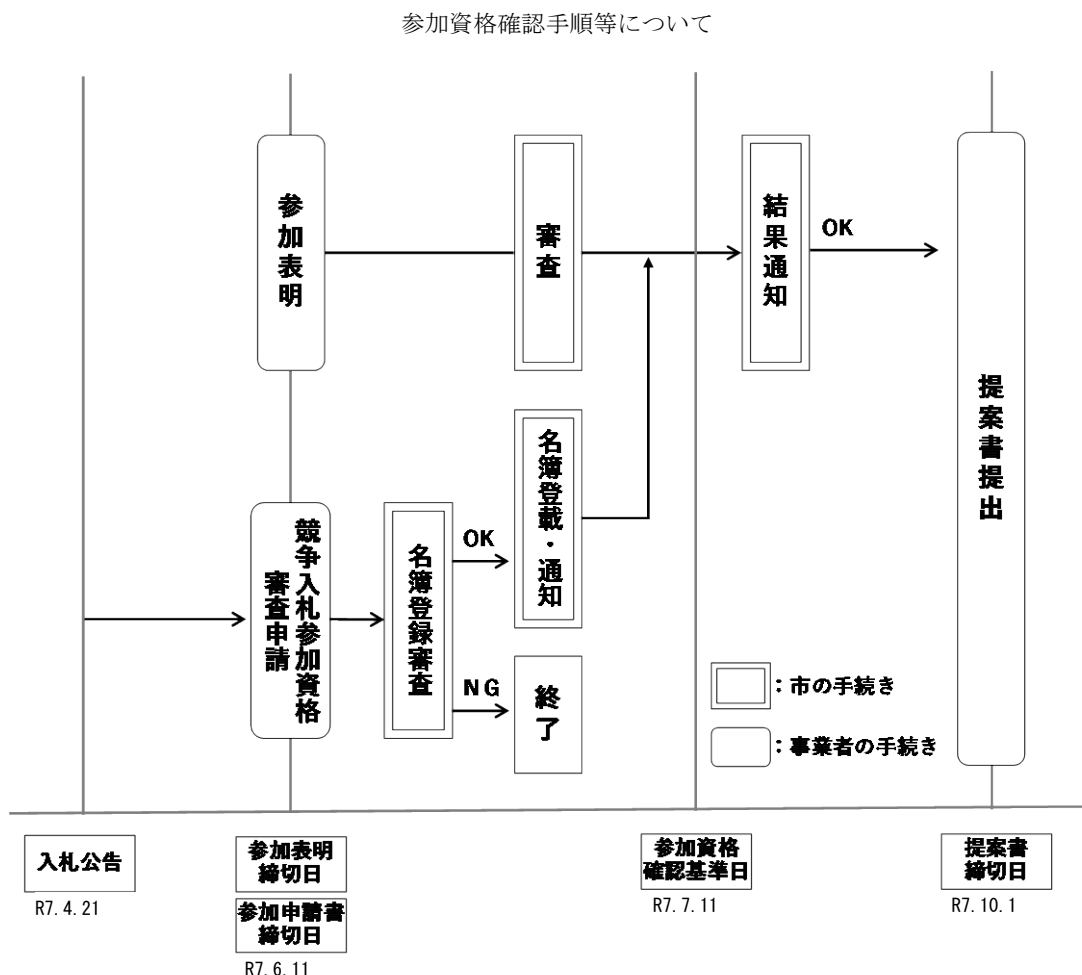
② 実施方法

官民対話の実施日、開始時間、会場、参加者人数の上限等については、申込の状況に応じて市が決定して通知する。なお、入札参加者を構成する構成員の全社が参加できないことは差支えない。

(9) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降すみやかに通知する。

なお、資格確認結果の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。



(10) 入札参加資格確認結果の理由説明の申立て

入札参加資格確認審査の結果については、「審査結果等に関する理由説明の要求書（様式 3-3）」を提出し、説明を求めることができる。市は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し、書面により、「審査結果等に関する理由説明の要求書（様式 3-3）」受付後 7 日以内に回答する。

① 提出期間

入札参加資格確認結果の通知から 7 日以内

② 提出方法

様式 3-3 を用いて、入札参加者の代表企業が持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限り、提出期限内に必着とする）により提出すること。

③ 提出先

第 7 4 に示す問い合わせ先に提出すること。

(11) 官民対話の実施結果の公表

① 公表日

令和 7 年 7 月中旬

② 公表方法

市ホームページにおいて公表する。この際、市は実施結果を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

また、特殊な技術・ノウハウ等に係り、官民対話を実施した者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該官民対話を実施した者にのみ回答する。

(12) 入札説明書等に関する質問及び意見（第 2 回）の受付

① 受付期間

入札参加資格結果の通知日から令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 4 時まで

② 提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式 1-1）に記入の上、入札参加資格確認結果により入札参加資格を有するとされた入札参加者の代表企業が電子メールでのファイル添付にて提出すること。なお、電子メールの件名は、【入札説明書等に関する質問】とし、送付すること。

③ 提出先

第 7 4 の問い合わせ先に示すメールアドレスに提出すること。なお、電子メール送信後、土曜、日曜、祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着に関する返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

(13) 入札説明書等に関する質問及び意見（第 2 回）に対する回答

令和 7 年 8 月 6 日（水）に福岡市ホームページに掲載し、公表する。この際、市は質問及び意見の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

なお、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問及び意見を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもののについては、当該質問及び意見を提出した者にのみ回答を公表する。

(14) 事業提案書の受付

入札参加者は、入札書及び提案審査書類を次の要領により市に提出すること。記載要領については様式集の該当箇所を参照すること。

① 受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水） 午後 4 時まで

② 入札場所

入札参加者に通知する。

③ 入札を行う者

原則として、代表企業とする。ただし、「委任状（代表企業用）」（様式 2-9）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の入札を可とする。

④ 事業提案書の提出方法

入札書及び提案審査書類は、持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。また、入札日の前日午後 5 時までには到着するように発送すること。）により提出すること。

持参する場合は、持参する日時について、持参する前日までに第 7 4 の問い合わせ先に連絡したうえで、承諾を得ること。

⑤ 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札参加者の代表企業が持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により、入札日の前日までに入札辞退届（様式 3-4）を第 7 4 の問い合わせ先に提出すること。

(15) 入札参加者プレゼンテーションの実施

市は、入札参加者に対して、提案審査書類の内容に関する入札参加者プレゼンテーションを求める。実施日は令和 7 年 12 月上旬を予定しているが、実施日時、開催場所及び内容等の詳細は、提案審査書類の提出日以降に入札参加者の代表企業に通知する。

なお、入札参加者プレゼンテーションは、提案審査書類又は提案審査書類の抜粋版により実施するものとし、動画の使用、模型等の持込みなどは禁止する。

2 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札参加資格確認申請書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

(5) 市が提示する資料の取扱い

市が提示する資料は、入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 事業提案書の取扱い

提出された入札書及び提案審査書類については、市から指示する場合を除き変更、差し替えができないものとし、また返却しない。

(7) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、以下の場合、市は事前に事業者と協議の上、提案審査書類の全部または一部を無償で利用できるものとする。

- 事業者選定過程等の説明を目的とする場合
- 福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）に基づく請求に基づき、同条例第 7 条に掲げる非公開情報を除いて、公開する場合
- その他、市が本事業において公表等を必要と認める場合（落札者の提案審査書類に限る）

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うこととする。

(9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。また、妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(10) 落札者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び落札者の選定の過程において、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、事業実施を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(11) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- 虚偽の参加資格確認申請を行った者が入札したもの
- 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- 入札書に必要な記名押印がないもの
- 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- 金額を訂正したもの
- 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- 予定価格を上回った価格で入札したもの
- その他入札に関する条件に違反したもの

(12) 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成27年2月26日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号）に基づき、市に対して苦情を申し立てることができる。

(13) その他

- 入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。
- 本入札に関して、本入札説明書に定める手続きを除いて、個別の問い合わせは行

わないこと。

3 入札予定価格

本事業の予定価格は、59,410,450 千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
消費税及び地方消費税を加えた額は、65,351,495 千円を超えないこと。

第 5 落札者の決定

1 落札者の決定方法

市は、別に定める落札者決定基準により落札者を決定する。

2 落札者決定結果の通知

落札者決定結果は、落札者決定後速やかに、事業提案書を提出した入札参加者の代表企業に対して通知する。

3 評価結果の公表

評価の結果及び審査講評等については、落札者決定後、市のホームページにおいて公表する。

第6 契約手続等

1 契約手続き

- 市と落札者は、令和7年12月中旬を目途に仮契約を締結するよう努めるものとする。
- 市は、落札者で構成される共同企業体又はコンソーシアムと契約する。
- 仮契約は、福岡市議会で議決を得たときに本契約となる。
- 落札者の構成員が、「2 設計・施工一括契約を締結しない場合の条件」に該当する場合は、設計・施工一括契約を締結しない場合がある。

2 設計・施工一括契約を締結しない場合の条件

落札者決定日の翌日から設計・施工一括契約の承認にかかる議会の議決日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と設計・施工一括契約を締結しない場合がある。

また、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は、設計・施工一括契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。この場合においては、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

3 契約の概要

設計・施工一括契約は、事業者が遂行すべき設計業務及び建設業務に関する業務内容や支払方法等を定める。

4 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

なお、市は、落札者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額の内訳を公表することがある。

5 契約の保証

設計・施工一括契約書（案）を参照すること。

6 契約の解釈について疑義が生じた場合における基本的な考え方

設計・施工一括契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、設計・施工一括契約書に規定する具体的措置に従う。

7 管轄裁判所の指定

設計・施工一括契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属所管裁判所とする。

第 7 その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

- 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- 市は、国からの交付金（循環型社会形成推進交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、設計・施工一括契約書に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4 問い合わせ先

場所	福岡市環境局施設部西部工場再整備課
住所	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
電話	092-711-4764
FAX	092-733-5599
E-mail	w-kojosaiseibi.EB @city.fukuoka.lg.jp
HP アドレス	https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/w-kojosaiseibi/life/jigy o.html

別紙

閲覧等資料リスト

資料名	閲覧等場所	取扱
西部工場図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受
資源化センター図面	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受
令和6年度 西部工場等地歴調査業務委託報告書	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受
新西部工場(仮称)管理棟改修工事(計画図面)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布
旧福寿園解体工事(参考図面)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布